

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 都市部建築指導課

番号67

許認可等の内容		一団の土地の区域内に存する複数建築物に関する制限の緩和の認定
根拠法令及び条項		建築基準法第86条第2項
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	個票番号66のとおりとする。
	参考事項	技術的助言（建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行について平成11年5月1日住指発第201号、住街発第48号）等
	設定等年月日	平成23年 4月 1日設定（平成23年 8月 9日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 30日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成23年 4月 1日設定（ 年 月 日最終変更）